

国家戦略特区 WG による規制改革の提案の具体化のための助言

申込表

地方公共団体名：浜松市

担当者氏名：

連絡先：

① 今回の提案に当たって、特に重視したポイント、前回（4月）から追加、変更ポイントなどを、以下に記載してください。

◆本市のスーパーシティの考え方

- ・人口減少、急激な高齢化など社会状況の激変により、地域コミュニティが崩壊しつつある。
- ・サステナブルな地域社会の構築が必要であり、本市は「先端技術×規制緩和」で共助型社会の実現を目指している。

◆特に重視したポイント

- ・個々の規制をパッケージ化することで、大胆に規制改革を進め、共助型社会を実現する。

◆4月からの変更ポイント

①中山間地域の共助型社会実現

- ・[巡回診療の明確化と日数制限の拡大] の規制緩和追加
- ・自家用有償旅客運送の規制に関する提案の整理など内容修正

②データを活用した健康づくり

- ・[医療機関から委託を受けた民間事業者による栄養指導・運動支援のオンライン実施] の規制緩和追加

③ドローンの活用による農林業等の効率化

- ・[ドローン製造における重量の上限拡大] の規制緩和追加
- ・[風況に関する予測を提供する場合における気象業務法適用外の明確化] のドローンに関する地域特性への対応と安全性確保のための規制緩和追加

② 特区 WG の場において、特に、有識者から助言等を依頼したい項目（3～5項目程度）を、以下に記載してください。

提案名	分野
③巡回診療の明確化と日数制限の拡大 [新規提案]	医療
⑩自家用車を活用した配送を可能とする [既存提案の具体化]	物流
⑫自家用有償旅客運送の実施主体拡大 [既存提案の具体化]	交通

③ 有識者の助言等に当たって、特に依頼したい事項を、以下に記載してください。（自由記載）

<送付先・お問い合わせ先>

・内閣府 地方創生推進事務局

・電 話：03-5510-2463 ・メールアドレス：g.super-city.i9e@cao.go.jp



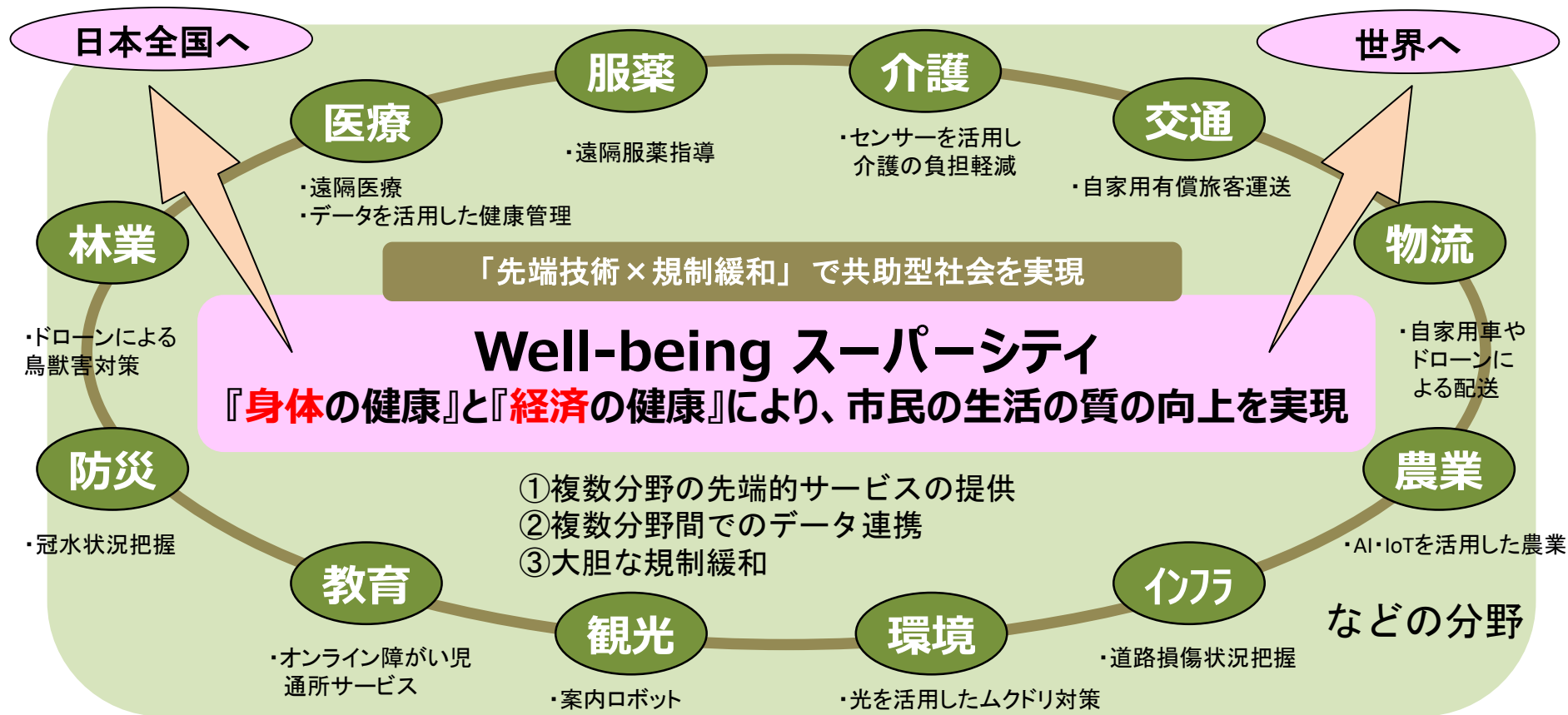
浜松市のスーパーシティ構想について (再提案・ヒアリング資料)

令和3年11月11日



浜松市「Well-beingスーパーシティ」の概要

様々な分野の先端的サービスを実現し、「**身体**の健康」と「**経済**の健康」により、幸せを感じられる浜松市『**Well-beingスーパーシティ**』を実現します。



規制改革の考え方

共助型社会実現のため、個々の規制改革をパッケージ化することで、**大胆に規制改革**を進める

①中山間地域の共助型社会実現

- ・[巡回診療の明確化と日数制限の拡大] **規制緩和項目追加**
- ・自家用有償旅客運送の規制に関する提案の整理など内容修正

規制改革事項③

規制改革事項⑫

規制改革事項⑬

②データを活用した健康づくり

- ・[医療機関から委託を受けた民間事業者による栄養指導・運動支援のオンライン実施]
規制緩和項目追加

規制改革事項⑤

規制改革事項⑥

③ドローンの活用による農林業等の効率化

- ・[ドローン製造における重量の上限拡大] **規制緩和項目追加**
- ・[風況に関する予測を提供する場合における気象業務法適用外の明確化]
規制緩和項目追加

規制改革事項⑱

規制改革事項⑲

サステナブルな地域社会の構築が必要

「先端技術 × 規制緩和」で **共助型社会** を実現

1. 持続可能な医療提供体制

中山間地域における高齢者の通院や医師不足等の課題解決のため、モビリティと医療分野の連携により、持続可能な地域医療サービスの環境整備を実現。

＜規制改革事項③＞巡回診療の明確化と日数制限の拡大

2. 最先端物流システム

浜松市独自のケータリングサービスである『Foodelix』（フーデリックス）等を活用する店舗や市民の皆様の利便性を高めるため、多様な配送を実現するとともに遊休車両の活用につなげる。

＜規制改革事項⑩＞自家用車を活用した配送を実現

3. 次世代交通システム

公共交通の維持が困難な地域を中心に、地域住民による有償運送や、昼間の遊休車両等を活用した共助型のサービスを実現する。また、運行データ等を活用し、異なる交通手段の連携やデマンド型運行等により移動の効率化を目指す。

＜規制改革事項⑫＞自家用有償旅客運送の実施主体拡大

背景

- 本市の中山間地域については、医師の高齢化や医療機関の減少により、地域における医療の確保が課題。
- 想定地域は数年以内に複数の医療機関の廃止が予想されるが、現状、週に複数回医療機関に通う必要がある高齢の方が複数いる。
- 解決策の一つとして、令和2年度に磐周医師会、Monet Technologies、杏林堂薬局などの協力のもと、モビリティと医療を組み合わせた「春野医療 MaaSプロジェクト(経済産業省事業)」として、遠隔診療や遠隔服薬指導、医薬品配送を実施。

実現したい内容

中山間医療の維持

➢病院が、出向く医療(巡回診療・訪問診療)＋集める医療(入院・外来診療)＋オンライン診療 を組み合わせ持続可能な医療体制を実現。

<遠隔診療>

➢自宅での実施に加え、モビリティと医療分野の連携により、持続可能な地域医療サービスの環境整備を実現。

<巡回診療>

➢地域の開業医による廃校や集会所等を活用した巡回診療の実施を想定。

➢医療機関の開設の手続きを必要とすると、医療法人はその都度開設許可申請の手数料が必要となる他、保険医療機関として認められるには、通常の医療機関と同様の設備等が必要になり、負担が大きい。

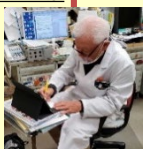
※なお、開設届等が不要な場合でも巡回診療実施計画書は提出する必要があり、安全性等の責任は明確化されている。

自宅や車内で遠隔診療



遠隔診療

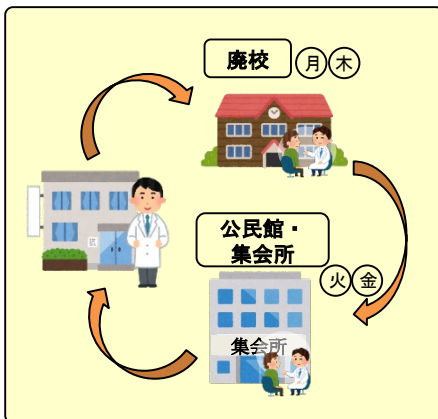
遠隔服薬指導



病院にいる医師



薬局



規制改革事項①②

◆遠隔診療／遠隔服薬指導の特例恒久化

◇規制

- ・医師法第20条
- ・情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について (H9.12.24厚生省健康政策局長通知)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて (R2.4.10厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)

➢新型コロナウイルス感染症に際しての特例的な取り扱いである初診に関する制限の撤廃及び、遠隔服薬指導に関する制限等を緩和する。

➢規制改革推進会議の第1回医療・介護ワーキンググループ(R3.9.10開催)にて緩和の方向性が示されたが、法改正前であり、診療報酬等未確定の部分もあるため、引き続き提案する。

規制改革事項③

◆巡回診療の明確化と日数制限の拡大

追加

◇規制

- ・巡回診療の医療法上の取り扱いについて(昭和37.6.20医発554号)(巡回診療の日数規制の除外)

➢週2日以上定期的に巡回診療を行う場合又は一定地点で概ね3日以上継続して巡回診療を行う場合、その実施場所を診療所として開設する必要があるため、日数制限を拡大し、開設手続きを不要とする。

実現したい内容

民間企業によるオンライン指導と保険診療化

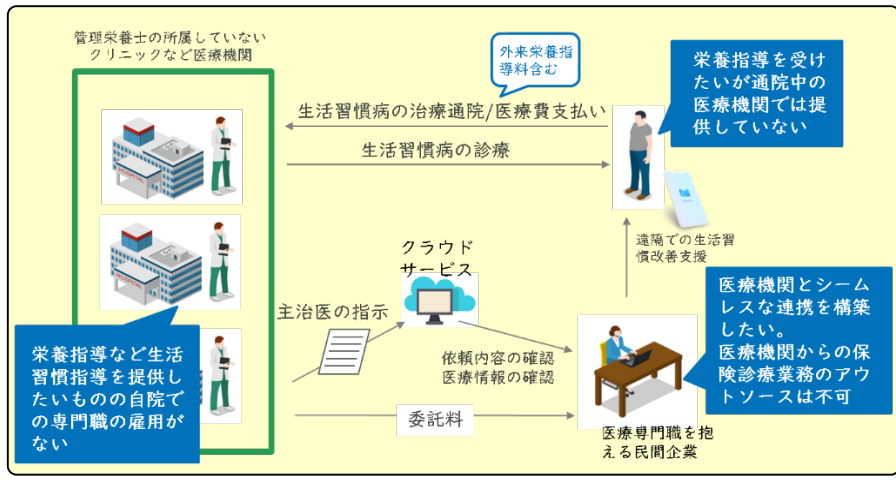
【栄養指導】

➢ 管理栄養士の所属していないクリニックなどの医療機関から委託を受けた民間企業が、医師の指示のもと遠隔(オンライン)での生活習慣改善支援(外来栄養指導、若しくは生活習慣改善指導)を保険診療の一環として実施を可能とする。

【運動療法】

➢ 理学療法士の所属していないクリニックなどの医療機関において、高血圧、脂質異常症、糖尿病などの予防目的の方への運動療法を医師の指示のもと委託を受けた民間企業が、遠隔(オンライン)での生活習慣改善支援を保険診療の一環として実施を可能とする。

(クラウド型栄養室構想イメージ)



規制改革事項⑤

◆栄養指導の対象管理栄養士拡大 **追加**

- ◇規制
- ・診療報酬

➢ 診療報酬上では、当該保険医療機関に所属する管理栄養士(外来栄養食事指導料1)と、当該保険医療機関以外の管理栄養士(外来栄養食事指導料2)の2種類があるが、いずれも、民間企業に所属する管理栄養士は対象外となっている。

➢ オンラインでの指導は、当該医療機関に所属する管理栄養士(外来栄養食事指導料1)に限られている。

→本提案は疾病治療中の方への健康づくり支援の機会を十分に提供したいという目的であり、保険診療で実施できることを目指している。

現状は当該医療機関において、糖尿病を治療していた場合に、民間企業へ委託しようとする、保険診療では算定対象外なため実施できない。また、同一疾患治療の延長線上では保険内診療と保険外診療の混合はできないため、自由診療であったとしても提供はできない状況である。

規制改革事項⑥

◆民間事業者による委託での運動療法オンライン実施 **追加**

- ◇規制
- ・診療報酬

➢ 運動療法については、理学療法士が担うことが一般的であるが、理学療法士が算定できる外来リハビリテーションは、診療報酬上では、

- ◇心大血管リハビリテーション料(心筋梗塞や心不全)
- ◇脳血管疾患等リハビリテーション料(脳梗塞や脳出血)
- ◇廃用症候群リハビリテーション料(極端な身体機能低下)
- ◇運動器リハビリテーション料(整形外科疾患)
- ◇呼吸器リハビリテーション料(呼吸器疾患)

の対象である必要があり、そもそも「高血圧、脂質異常症、糖尿病」などの身体機能に制限のない重症化予防目的の方への運動療法は診療報酬点数の対象になっていない。

背景

- 本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店を支援するため、既存のテイクアウト紹介サイトや飲食店の情報と配送事業者を結び付ける、本市独自のデリバリープラットフォームの構築している。
- 令和2年5月には市内タクシー事業者との連携による飲食物のデリバリーを開始した。
- 令和3年2月には約2,000件の注文数があり、今後も店舗や市民の皆様の利便性を高める必要がある。

実現したい内容

共助型の交通システムを実現(モノ)

- 多様な手段によるデリバリーの実現
- 浜松市のデリバリープラットフォーム「Foodelix」では、一般的な買い物代行のスキームでの運用を想定しており、貨物自動車運送事業法の適用外として整理する。同様に、現在「Foodelix」において、タクシー事業者は、貨物事業の許可を得て配送しているが、救援事業として整理する。



規制改革事項⑩

◆自家用車を活用した配送を可能とする

◇規制

- ・貨物自動車運送事業法第3条

(実施概要)

①貨物運送に適した車両の確保

貨物の範囲を自転車・原付等で運搬可能なフード類及び日用品に限定し、個々で保有する普通乗用車・軽自動車で行う。

なお、貨物の範囲の特定を含め、浜松市内における物流版の地域公共交通会議を立ち上げ、トラック協会や商工会議所等、既存の貨物事業者の合意を得ながら、事業の進め方について協議していく。

②貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置

株式会社やNPO法人単位での参画を想定しており、適切な運行管理のできる体制を整備する。なお、個人事業主、いわゆるギグワーカーの活用は想定していない。

③貨物運送に適用される損害保険への加入

「Foodelix」全体での加入又は参画事業者との調整のうえ対応する。

規制改革事項⑪

◆タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物運送の許可

◇規制

- ・タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取り扱い等について(R2.9.10国土交通省自動車局長通知)
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について(R2.4.21事務連絡)

➢現在特例として認められているタクシー事業者による食料・飲料の運送の恒久化。国交省内で検証中であるが引き続き提案。

背景

- 人口減少・少子高齢化を背景とし、買い物や医療等の生活サービスの維持は大きな課題。
- 一部の交通空白地域にて現行法内で共助型交通システム(自家用有償旅客運送やスクールバスの住民利用など)の先行実施を地元調整している。
- 先行実施を検討している地域にてアンケート(18-59歳の若年層:500人以上、60-85歳の高齢層:1200人以上)を実施した結果、若年層の30%弱が共助型交通システムのドライバーに興味を持ち、高齢層の約半数が共助型交通システムに興味を持っている。
- デジタル技術をフル活用し、新たな視点で持続可能な地域交通を確立する。

実現したい内容

共助型の交通システムを実現(ヒト)

【実施方法・安全性の確保】

(1) 運行主体者(実施主体)

民間事業者等、多様な主体を想定。

(2) 運行管理者

交通事業者(タクシー会社、バス会社)に日々の運行が安全に円滑に運行されるために、車両・ドライバー・運行(予約)の管理を委託することを想定。

(3) 運転手(ドライバー)について

2種免許保持者または、1種免許を持っていて半日の講習を受けた人になることなどを想定。保険等に参加すること。



規制改革事項⑫

◆自家用有償旅客運送の実施主体拡大

◇規制

- ・道路運送法第78条
- ・道路運送法施行規則第48条

➢自家用有償旅客運送の実施主体について、現在は規則に記されている主体のみ、実施主体となることが可能だが、その他の民間事業者などが主体となることを可能とする。

規制改革事項⑬

◆自家用有償旅客運送の地域制限撤廃

◇規制

- ・道路運送法第78条
- ・道路運送法施行規則第49条

➢過疎地域その他の交通が著しく不便な地域に限定することなく、自家用有償旅客運送を可能とする。

➢利用者や用途などの条件等を付加した上で、段階的にエリアを拡大し、都市部の公共交通が不便な地域においても利用を拡大していく。

背景

- ドローンの飛行に関しては、飛行可能な航路が不明瞭なケースや、許可・届出が必要なケースが多々ある。
- 本市は170品目を超える農作物を生産しており、産出額は486億円と全国7位と農業が盛んな都市である。
- 一方、本市の総農家数は減少し続けており、農業就業人口の内64%が65歳以上で、50歳未満は10.7%と少数であり、将来的な農業の維持が課題。
- 官民連携で“儲かる農業”を創出するため、市、農協、民間企業、認定農業者等が参画し、浜松スマート農業推進協議会を設立した。

実現したい内容

スマート農業の実現

- ドローンで農地を撮影し、農地の地形や農産物の生育の状況を観測。
- ドローンを用いて撮影し分析した地図データ、作物栽培状況データ等を基に、AIが適切な作業計画や農薬散布量を判断し、ドローンによって量を調節しながら農薬を散布する。
- 三次元データとドローンを活用した鳥獣害対策を実装する。山間地をドローンで巡回し、害獣を検知、三次元データにより取得したインフラ情報との連携により、安全・高速で移動できるルートを選んでドローンが飛行する。検知した情報を防災無線等に連携させ、音・光等により害獣を撃退する。

(ドローンによる農薬散布)



(ドローンによる配送)



規制改革事項⑰

◆ドローンの規制緩和

◇規制

- ・航空法第132条、第132条の2
- ・国土交通省の無人航空機運用マニュアル2-8

- 農作業におけるドローンの活用は作物上2~4m程度、地上からも10m未満の高度であり、有人航空機と接触する可能性は限りなく低いため、現在国会審議中の一部を改正する法律案施行後、5年間は農地における農作物の生育状況のセンサーによる把握や、農薬散布に係る許可・承認を不要にする。
- 国交省以外への許可・承認手続きについても、一度許可を受けた飛行と同じ行程での飛行については申請不要とする。

規制改革事項⑱

◆ドローン製造の規制緩和

追加

◇規制

- ・航空機製造事業法第2条第1項
- ・航空機製造事業法施行令第1条

- 林業などの資材や鳥獣被害対策の檻の運搬するために、70~100kgの資材運搬ドローンが必要となる。
- 航空機製造事業法の許可不要となるドローンの総重量(機体や装備、燃料、その他搭載物)を150kgから200kgまで緩和する。

背景

- ドローンの飛行は、風の影響を受けやすい。
- 風は、地上と上空では流れが異なることがある。

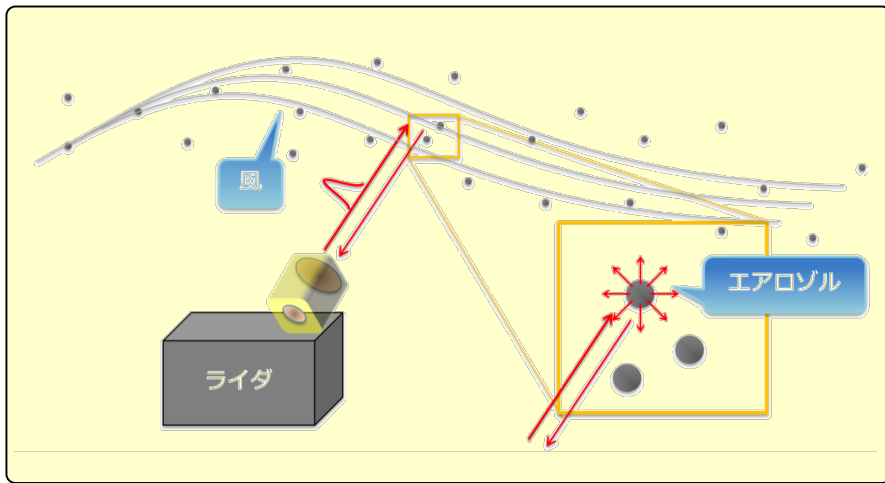
実現したい内容

デジタルによる到来風予測によるドローンの安全運航

- 技術面や実績等でノウハウを有している事業者が、到来風の予測を実施し、ドローン事業者に情報を提供する。
- 地上の風況だけではなく、上空150m以下の空域において段階的(例:地上40m、80m、120mなど)に上空の風況やその予測を把握できることで、離発着時の判断支援や飛行ルートをサポートし、安全な飛行を実現する。
- 今後、風の予測を風力発電量の予測等にも活用を検討。

(測定方法)

- ドップラーライダーにより得られるデータを活用し、数分後以内の風況を予測する。



規制改革事項⑱

◆風況に関する予測を提供する場合における気象業務法適用外の明確化 **追加**

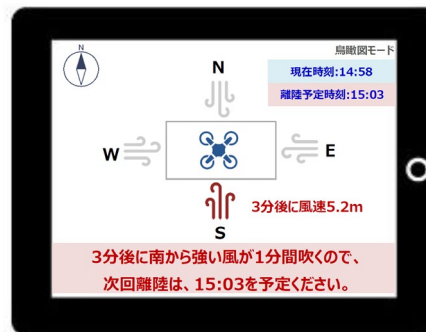
◇規制

- ・気象業務法第2条および第17条、第19条の2

➢気象業務法における「気象」とは大気の大気現象(第二条)を指しており、気象庁以外の者が気象の予報業務を行う場合は気象庁長官の許可を受けなければならない(第17条)とされている。また、現象の予想については、気象予報士に行わせなければならないとされている。

➢一定の性能評価を受けて実施する機械的判断により提供する風況の予測については、気象業務法の予報業務に該当しないことを明確化。

(活用イメージ)



地上で今吹いている風から判断するのではなく、上空で今そしてこれから吹く風を理解することで、安全で最適な離発着を実現



地形の特徴による突風や乱気流等を監視・予測することで、安全性が高いルートを指示し、運航を支援